

新会社法の計算規定 改正のポイント

Contents

- 1 会社計算規則の概要
.....
- 2 計算規定改正の項目
.....
- 3 計算書類の備置きおよび閲覧等
.....
- 4 会社法上の役員賞与の取扱いと新しい計算書類の適用時期
.....

(注意書き)

本稿は平成 18 年 3 月中に公表された情報に基づいて作成しております。作成中および作成直後に明らかになった内容については本稿内容に反映されておりません。

本稿は税法および会計制度の最新情報を周知させる目的で作成されたものであり、信頼できる第三者機関の情報を参照して作成しておりますが、制度内容を保証するものではありません。



1 会社計算規則の概要

>>>制度の概要

平成 18 年 2 月 7 日、「会社法施行規則」、「会社計算規則」及び「電子公告規制」が公布されました（施行日は、会社法の施行の日（平成 18 年 5 月 1 日）とされています）。

これらの省令は平成 17 年 11 月 29 日から同年 12 月 28 日までの間、実施したパブリック・コメントを踏まえて策定されたものですが、法務省民事局において、会社法の適正かつ円滑な施行に十全を期すため、これらの法務省令についてさらなる見直しの要否についての検討を進めました。その結果、会社法施行規則及び会社計算規則の改正項目として取りまとめたものです。

>>>会社計算規則の概要

会社計算規則は、会社の計算に関する下記の事項、その他の事項を定めるものです。

< 会社計算規則が定める事項 >

計算書類等の種類、計算書類等の表示
計算関係書類の監査の手続き
計算書類等の株主への提供
計算書類等の公告等
剰余金の計算、分配可能額の計算

計算書類等の種類、計算書類等の表示

株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類および事業報告ならびにこれらの付属明細書を作成しなければなりません（会社法 435 条 2 項）。法務省令で定めるものは、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」と規定されました（計算規則 91 条 1 項）。「貸借対照表」、「損益計算書」のほかに「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」が加えられました。

注記表については、従来、貸借対照表または損益計算書に関する注記事項とされていた事項を取りまとめて、個別注記表として規定上統一したものです。現行法では、注記事項は貸借対照表および損益計算書に付随するものとして規定されていますが、計算規則では独立した計算書類の 1 つとして取り扱われています。

計算関係書類の監査の手続き

監査役設置会社においては、計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければなりません（436条1項）。

会計監査人設置会社においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、それぞれに定める者の監査を受けなければなりません（436条2項）。

< 監査役の監査を受ける必要のある書類 >

書類の名称	監査を行う機関
計算書類およびその附属明細書	監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）および会計監査人
事業報告およびその附属明細	監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）

取締役会設置会社においては、計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書は、取締役会の承認を受けなければなりません（436条3項）。

計算書類等の株主への提供

取締役会設置会社においては、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、436条3項の取締役会の承認を受けた計算書類および事業報告を提供しなければなりません（437条）。

この規定から、取締役会非設置株式会社の場合は、計算書類等を招集通知に添付しなくてよいということになります。すなわち、取締役会を設置しない株式会社については、計算書類および事業報告を定時株主総会において株主に提供すればよいこととなります。

計算書類等の公告等

株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後、遅滞なく、決算公告をしなければならないものとされました（会社法440条1項）。

公告の方法としては、官報、時事に関する日刊新聞紙または電子公告があります（会社法939条1項）。官報または日刊紙によって公告する場合は、要旨によることが認められます。また、法務省令に定めるところにより、電磁的方法により貸借対照表を公開する時は、公告は不要です（会社法440条3項）。

計算書類の公告については、計算規則164条以下に規定されています。「計算書類の公告」と「計算書類の要旨の公告」に分かれており、要旨によらないで貸借対照表そのものを公告する場合、貸借対照表の要旨により公告する場合に分けて、それぞれのルールに従う必要があります。

>>>会社計算規則の重要な項目とその内容

1．計算書類の種類

計算書類は、以下のとおりです。

< 計算書類の種類 >

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

2．企業結合会計基準に沿った株主資本の算定

企業結合に関する会計基準及びその適用指針に沿った内容で株主資本が算定されます。例えば、当該株式会社と共通支配下にある者が出資した場合において、当該出資者が出資財産について付していた帳簿価額がマイナスであるとき（簿価債務超過の事業を出資する時など）は、株式を発行した場合に、当該株式会社の資本金・資本準備金は増加せず、当該マイナス部分について利益剰余金が減少することとしています。

3．計算種類等の監査期間

監査報告の通知期限として、計算書類を受領した日から「 週間を経過した日」等と規定することにより、現行法と同様の監査期間を各監査機関に確保しながら、監査役等による監査が早期に終了した場合には、定時株主総会を早期に開催することを可能にしています。

4．会計監査人の職務の遂行に関する事項

会計監査人は、監査役等に対する会計監査報告の内容の通知に際して、会計監査人の職務の遂行に関する事項を通知しなければならないこととした上で、監査役は、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項を内容とした監査報告を作成しなければなりません。

5．分配可能額

分配可能額の算定にあたっては、貸借対照表上に計上された正ののれん及び繰延資産をも控除対象とするとともに、任意的に連結配当規制を適用することを可能としています。

2 計算規定改正の項目

>>>新会社法の計算規定改正のポイント

新会社法の計算規定の改正は、以下の項目です。

< 計算規定の改正項目 >

1. 貸借対照表の「資産の部」が「純資産の部」に変更
2. 「株主資本等変動計算書」が新設
3. 「損益計算書」の最終行が「当期末処分利益」から「当期純利益金額」に変更
4. 「利益処分案」と「利益処分計算書」が廃止
5. 「個別注記表」が新設
6. 持株会社（合名会社・合資会社・合同会社）及び士業法人（税理士法人等）の計算書類に関する規程が新設
7. 記帳の「適時性」及び「正確性」に関する規程が新設

>>>改正項目の具体的内容

1. 貸借対照表の「資産の部」が「純資産の部」に変更

< 貸借対照表の改正項目 >

資本の部	純資産の部
資本金 資本剰余金 1. 資本準備金 2. その他資本剰余金 (1) 資本金及び資本準備金減少差益 (2) 自己株式処分差益 利益剰余金 1. 利益準備金 2. 任意積立金 3. 当期末処分利益 土地再評価差額金 株式等評価差額金 自己株式	株主資本 1. 資本金 2. 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 3. 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 × × 積立金（任意積立金） 繰越利益剰余金 4. 自己株式 評価・換算差額等 1. その他有価証券評価差額 2. 繰延ヘッジ損益 3. 土地再評価差額金 新株予約権

< 改正項目の具体的内容 >

「資本の部」	「純資産の部」
「純資産の部」は3区分	
株主資本	評価・換算差額等 新株予約権
「当期末処分利益」	「繰越利益剰余金」
「株式等評価差額金」	「その他有価証券評価差額」
「任意積立金」 + 「繰越利益剰余金」	
「その他利益剰余金」	

2. 「株主資本等変動計算書」が新設

株主資本等変動計算書は、その事業年度中の純資産の部の計数の増減を独立した計算書類として表すものとして新たに設けられた計算書類です。

純資産の部の計数の増減をもたらす取引がすべて株主資本等変動計算書によって表されることとなります。

株主資本等変動計算書等は、次の項目に区分して表示しなければなりません。

株主資本 評価・換算差額等 新株予約権

< 株主資本等変動計算書（様式例） >

	株主資本							評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計		
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額			繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 ××積立金	繰越利益剰余金							
前期末残高														
当期変動額														
新株の変更														
剰余金の配当														
当期純利益														
自己株式処分														
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）														
当期の変動額合計														
当期末残高														

3. 「損益計算書」の最終行が「当期純利益金額」に変更

< 権益計算書の変更点 >

従 来	新会社法施行後
売上高	売上高
売上原価	売上原価
売上総利益	売上総利益金額
販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費
営業利益	営業利益金額
営業外損益	営業外損益
経常利益	特別損益
特別損益	税引前当期純利益金額
税引前当期純利益	法人税、住民税及び事業税
法人税、住民税及び事業税	法人税等調整額
法人税等調整額	当期純利益金額
当期純利益	
前期繰越利益	
積立金目的取崩額等	
中間配当等	
当期未処分利益	「株主資本等変動損計算書」へ移動

損益計算書は、「売上高から当期純利益金額まで」の構成となります。

4. 「利益処分案」「利益処分計算書」が廃止

- (1) 「株主資本等変動計算書」の新設に伴い、商法の利益処分案に関する規定は削除されました。
- (2) 新会社法適用後は、法人税申告書には「利益処分計算書」ではなく「株主資本等変動計算書」を添付することになる予定です。

利益処分案・利益処分計算書、商法上・税法上ともに不要になります。

5. 「個別注記表」が新設されました。

(旧)商法での注記は、「貸借対照表」「損益計算書」の一部として扱われていましたが、新会社法では、「個別注記表」として独立した書類とされました。

< 「個別注記表」の内容 >

継続企業の前提に関する注記 重要な会計方針に係る事項に関する注記 貸借対照表に関する注記 損益計算書に関する注記 株主資本等変動計算書に関する注記 税効果会計に関する注記
--

リースにより使用する固定資産に関する注記 関連当事者との取引に関する注記 一株当たり情報に関する注記 重要な後発事象に関する注記 連結配当規制適用会社に関する注記 その他の注記 (貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産または損益の状態を正確に判断するために必要な事項)
--

6. 持分会社及び士業法人における計算書類の規定が新設

改正内容

持分会社(合資会社・合名会社・合同会社)の計算書類の様式については、(旧)商法では規定はありませんでしたが、新会社法では「会社計算規則」で計算書類の様式等が規定されました。

< 持分会社に関する規定の変更点 >

	合資会社・合名会社	合同会社	株式会社
作成すべき計算書類	貸借対照表(必須) 損益計算書(任意) 社員資本等変動計算書(任意) 個別注記表(任意)	貸借対照表(必須) 損益計算書(必須) 社員資本等変動計算書(必須) 個別注記表(必須)	貸借対照表(必須) 損益計算書(必須) 株主資本等変動計算書(必須) 個別注記表(必須)
貸借対照表の「純資産の部」	社員資本 評価・換算差額等	社員資本 評価・換算差額等	株主資本 評価・換算差額等 新株予約権等

税理士法人等の「士業法人」の計算書類に関する規定

税理士法人は、会社法上「合名会社」の規定が準用される(改正税理士法第48条の21)ため、税理士法人の計算書類も「会社計算規則」に従って作成する必要があります。この規定は、他の士業法人(監査法人、弁護士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、司法書士法人、行政書士法人、土地家屋調査士法人)でも同様です。

7. 記帳の「適時性」及び「正確性」に関する規定が新設

(新) 商法第19条第2項

商人は、その営業のために使用する財産について、法務省令で定めるところにより、**適時に、正確な**商業帳簿(会計帳簿及び貸借対照表をいう。)を作成しなければならない。

会社法第432条第1項

株式会社は、法務省令で定めるところにより、**適時に、正確な**会計帳簿を作成しなければならない。

3 計算書類の備置きおよび閲覧等

>>>計算書類の備置きおよび閲覧等

株式会社は、次の各号に掲げるものを、その各号に定める期間、その本店に備え置かなければなりません。

計算書類等の種類	備置き期間
各事業年度に係る計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書(監査役設置会社または会計監査人設置会社である場合には、監査報告・会計監査報告を含む)	定時株主総会の日(取締役会設置会社にあつては、2週間)前の日から5年間

計算書類等の備置き期間については、現行の制度では小会社の場合は、定時株主総会の日(取締役会設置会社にあつては、2週間)前の日からとされているが、会社法では、取締役会を設置しない株式会社について同様の取扱いとされます。

また、株式会社は、上記の計算書類等の写しを支店に備え置く必要がありますが、その期間は、上記に掲げた日から3年間です。

しかし、会社法では計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、支店における電磁的記録に記録された事項の閲覧の請求、および電磁的方法により提供することの請求またはその事項を記載した書面の交付の請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、備置きは必要ないものとされています。

>>>株主・債権者の閲覧・謄写等の請求

株主および債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができます。ただし、または に掲げる請求をするには、その株式会社の定めた費用を支払わなければなりません。

<株主・債権者の閲覧・謄写等の請求>

計算書類等が書面をもって作成されているときは、その書面またはその書面の写しの閲覧の請求

の書面の謄本または抄本の交付の請求

計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、その電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法(電磁的記録に記録された事項を紙面または映像面に表示する方法)により表示したものの閲覧の請求

の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式会社の定めたものにより提供することの請求またはその事項を記録した書面の交付の請求

4

会社法上の役員賞与の取扱いと新しい計算書類の適用時期

>>>役員賞与の根拠規定

会社法における役員賞与に係る規定は、次のとおりです。取締役の報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等）について、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めることとなります。

<役員賞与に係る規定>

報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

現行の商法 269 条（取締役の報酬）の規定に、取締役に対する賞与も組み込まれたことを意味しています。したがって、取締役に対する賞与の根拠となる条文は、この規定のみとなります。また、監査役に対する賞与についても、監査役の報酬等としてその額を定款で定めていない場合は、株主総会の決議により定めるものと規定されています。

>>>役員賞与支給の手続き

会社法上は大きく、通常の役員報酬と合わせて役員賞与の額を見込んだ報酬限度額を定めておいて、その限度額の範囲で新たな決議を経ないで支給する方法と通常の役員報酬とは別の個別議案を株主総会に上程して、その都度、株主総会の決議に基づいて支給する 2 つが考えられます。

現行の実務では、報酬限度額を株主総会で決議しておいて、各取締役に対する配分は取締役会に一任する例が多く見られます。この取扱いが認められるのは、個々の取締役の業績への貢献度合いに対する判断は、株主ではなく取締役会が行うことが適当と考えられることを根拠としていますが、役員賞与の性格から業績との連動性を高める観点から、上場会社を中心とした公開会社においては、通常の役員報酬と別の議案を個々に上程して決議を経た上で支給する対応が考えられています。

当時業年度の業績に基づいて、それを勘案した役員賞与の額を議案として作成し、その議案について株主の承認を経ることが、手続きの上では望ましいとも考えられます。

>>>新会社法に基づく新しい計算書類の適用時期

計算書類の適用時期は、平成 18 年 5 月 1 日以後に終了する事業年度から適用されます。

< 役員賞与に係る規定 >

1. 新しい計算書類の適用時期は、会社計算規則では「新会社法の施行日」から適用されることになっています。（会社計算規則附則第 1 条）
2. 企業会計基準委員会から公表されている「株主資本等変動計算書に関する会計基準」は、「新会社法の施行期日以後終了する事業年度から適用」されることとされています。
3. なお、新会社法の施行日前に到来した最終の決算期に関する計算については、従前の商法に関する規定が適用されます。（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 99 条）

< 決算日ごとの適用時期 >

	4 / 1	5 / 1	6 / 1	7 / 1	7 / 31
平成 18 年 3 月 31 日決算の場合 (5 月末申告期限)	従来の「商法施行規則に基づく計算書類」を作成 →				
平成 18 年 4 月 30 日決算の場合 (6 月末申告期限)	従来の「商法施行規則に基づく計算書類」を作成 →				
平成 18 年 5 月 31 日決算の場合 (7 月末申告期限)	「会社法施行規則に基づく新しい計算書類」を作成 →				